

京都市告示第 248 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成20年9月2日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	鹿ヶ谷水0019号	左京区若王子町22番地の1地先 同町22番地の5地先	点
2	鹿ヶ谷水0020号	左京区若王子町19番地地先 同町22番地地先	点

(廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	上弓削初田水4号	右京区京北上弓削町初田9番地地先 同町6番地の1地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)